



# さつま町SC事務局だより

『平成31年2月号』



発行：公益社団法人さつま町シルバー人材センター ☎0996-52-3363

注)「SC」はシルバー人材センター、「県シ連」は鹿児島県シルバー人材センター連合会、「全シ協」は全国シルバー人材センター事業協議会、「高齢法」は高齢者等の雇用の安定等に関する法律の略です。

## 安全就業継続日数「再挑戦！」

～183日で途切れる！～

1月15日に安全就業継続日数が183日で途切れました。

昨年7月17日に開始し、同月21日の安全大会を経て事故ゼロ日を積重ねてきました。残念ではありますがポジティブ(前向き)に考えると、会員の皆様の安全意識のつながりの結果として、これまでにない継続日数を達成できたと評価しています。

安全就業を確保するためには、技能、知識、体力など機能や能力も必要ですが、一番大切なのは「安全意識」と「危険予知」そして「事前準備」だと思います。このことを共通の認識として実践できたことが安全就業日数183日の成果だと思います。

なお、15日(火)の事故は就業復路途中の交通事故です。不思議なことに、一端堰を切れれば連続するもので2日後の17日(木)には派遣先での労災事故(転倒事故)が発生しました。したがって、1月18日(金)が安全就業継続日数再挑戦の開始日になります。

会員の皆さん、引き続き高い安全意識の下に、声掛けと相互確認、思いをつなぎながら安全就業に努められ、今回以上の継続日数を確保できるよう、よろしくお願いいたします。



## シルバーで“トキメキ”を！

さて、つい先日新年を迎えたと思いきや、もう1か月が過ぎ2月を迎えました。皆さん1年が早くなったと感じていらっしゃるいませんか？

先日、NHKの「チョコちゃんに叱られる！」で、チョコちゃんが「大人になるとあっという間に1年が過ぎるのは人生にトキメキがなくなったからだよ！」と言っていました。

そして、「時間の感じ方には心がどの位動いているかが重要」、「子供と大人の時間間隔はトキメキ」という内容で解説があり、「大人でもトキメキを感じられるアイディア」として、「ポーっと生きてんじゃねーよ！」と叱った後、次のようなアドバイスがありました。

♡ **小さなお子さんがいらっしゃる家庭では、子どもと一緒に行動することで、子どもの感性に付き合っ**  
**てトキメキ度がアップする。」**

♡ **大人になると毎日同じ日課の繰り返しに感じられ、印象に残る出来事が少なくトキメキが少なくなる**  
**ので、その中に関心度を上げて“発見”をするということでした。**

“発見”をすることと言われても…ちょっと戸惑いますよね。でも会員の皆さん、SCの就業について改めて考えることもトキメキ度アップにつながると思います。例えば、「安全就業の徹底」、「事故ゼロ日の継続」、「多種多様な仕事への挑戦」、「派遣事業への挑戦」、「発注者様に満足してもらえる仕事と完成」、「新会員の勧誘」、「各種行事やイベントへの積極的な参加」、「仲間づくり」等々…

新年度は「女性会員拡大強化年度」として、強力な会員確保活動を展開したいと企画しています。会員増加に胸キュンとなりトキメキ度がアップするよう、会員の皆さんの絶大なるご協力をお願いいたします。



## 1 就業事故及び労災事故を教訓に！

事故の区分	事故発生状況	負傷の程度	対応
受託事業就業事故 (往路途中の交通事故)	1月15日(火) 会員が遊戯店の清掃業務を終え自家用車(軽乗用)で帰宅途中、対向車両がわき見運転によるハンドル誤操作で会員の走行車線に進入し正面衝突事故となった。	肋骨骨折 入院約20日	シルバー 保険対象
労働災害事故 (派遣先事業所での 転倒事故)	1月17日(木) 会員が派遣先事業所(居宅介護支援センター)で洗濯作業中、廊下を急ぎ足で移動中転倒し動作不能となったため、救急車で病院に搬送されレントゲン撮影の結果、左肩上下腕の骨折が判明した。	左肩上下腕骨折 全治20~30日 仕事復帰まで3ヶ月	労災保険 対象

上記の事故が立て続けに起きました。シルバー保険等について次ページで若干お知らせします。

## 《シルバー保険》

- ◆ **シルバー保険とは**＝会員が就業中に被った傷害事故に対しては、会員と発注者様との間に雇用関係が無いため、労災保険が適用されません。そこでSCでは労災保険を補填するものとして、「シルバー人材センター団体傷害保険」及び「損害賠償保険」(通称「シルバー保険」)に加入しています。
  - ◆ **被保険者の範囲**＝SCごとに登録された正会員全員
  - ◆ **保険金が支払われる事故の種類**
    - ・ SCから提供を受けた仕事に従事中またはSCが主催、指定する講習会、総会、ボランティア活動等に参加中(注)の事故 (注)いずれも指定場所への往復途上を含みます。
    - ・ 会員が就業中発生した事故により、他人の身体を害したり、財産等をなくしたり、傷つけたり、汚したりしたことによる賠償
- ※ 団体活動中の事故には交通事故も含まれますが、約款には様々な要件や条件等がありますので、詳細についてはセンターまでお問い合わせください。ここで押さえておきたいことは、就業とは自宅から作業現場までの往復途上も含めて成立つことですので、「行ってきます！」から「ただいま！」まで安全を確保できるように努めてください。

## 《SC会員と労働者派遣事業及び労災保険の関係》

- ◆ SCは労働者派遣事業もできるため派遣就業を望むSC会員は、SC登録とは別に「県シ連(派遣元事業所)」に派遣事業登録会員として登録ができます。
- ◆ 派遣就業が決まった時点で「県シ連(派遣元事業所)」との間に雇用関係が発生します。
- ◆ 雇用関係が発生すると社会保険(雇用条件で段階的適用)が適用されます。その社会保険の中の一つ労災保険は、労働者一人ひとりが個人で加入するものでなく、事業所(会社)で働く人全員に適用される保険です。
- ◆ 派遣就業中の会員が事故にあった場合、労災保険が適用されることとなります。

## 2 2月の入会説明会！

**2月19日(火)午前9時から2時間程度、センター会議室**で行います。なお、1月から3月入会者は規程により会費の減額がありますので、お得情報として周知いただきお勧めください。

入会月	4月～12月	1月	2月	3月
SC 会員会費	3,000 円	2,000 円	1,500 円	1,500 円
互助会会費	1,000 円	500 円	500 円	0 円
計	4,000 円	2,500 円	2,000 円	1,500 円

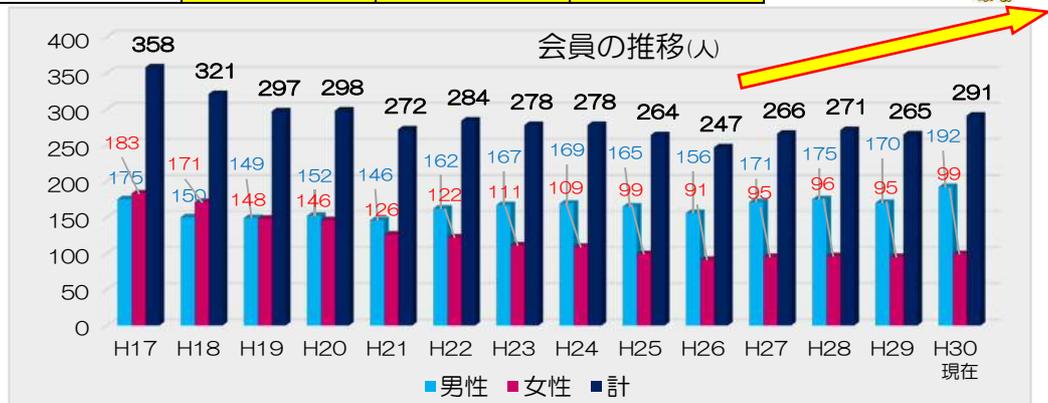
仲間を増やしましょう！



現在、H29 年度末から 26 人増えて 291 人です。

しかしながら、年度末には 25 人前後の退会者がありますので、後 5 人程度の増加がほしいところです。

仲間を誘ってください。



## 3 大崎町SC職員研修視察来所(3日間)

1月16日(水)～18日(金)の3日間にわたり、大崎町SCの上野事務局長と職員の新宮さんが研修に入られました。

大崎町SCは、H29年7月に当センターの役職員が研修視察に行きましたが、研修当日で無事故513日を迎えており一同感嘆の声を上げたセンターでした。

今回の研修は事業計画に基づいたものですが、研修目的としては事務局長と職員の経験年数が浅いことによる課題等に対応するために、当センターを選んだとのこと。また、通常の職務状況を見聞きしながらの研修で良いとのことでしたので、安全パトロールや山神祭、発注者様との打合せ、会員との現場打合せ、就業時間後2時間の職員勉強会等、中味の濃い研修をしてもらいました。もちろん歓迎交流会も二晩みっちり行いました。

SCは同じ法律、制度の下に、同じ機能、性格を持つ団体ですので、共に発展できたらという思いを共有しながらの3日間でした。



中央二人の左が事務局長の上野さん  
右が職員の新宮さん

## 4 県警さわやか号交通安全教室 30 人受講！

1月15日(火)役場本庁において、県警さわやか号交通安全教室を30人の会員が受けました。

ドライビングシミュレーターによる運転適性診断や歩行者教育システムによる道路横断時の模擬体験など緊張の面持ちで受けられましたが、予想以上の点数に喜ばれる方、思ったより点数が伸びず苦笑いされる方ありでなごやかな教室でした。

自己診断を素直に受け入れられ安全運転に努めてください。

事務局だよりを見ての応募と職員からのお誘いで出席いただいた方々、ありがとうございました。

役場別館3階会議室とさわやか号1台による運営と進行でしたので、30人は多すぎた感もありましたが、事務局としては大変ありがたいでした。ご理解とご協力に感謝いたします。



## 5 町マイクロバス運転業務研修会「発車オーライ」！

※ オーライ=All right の略です。All right とは、大丈夫、よし、順調 といった意味を持ちます。ゆえに、発車の準備が整いましたよ(発車してもいいですよ)といった感じですかね。



1月28日(月)に町マイクロバス運転業務研修会と交流会を実施しました。(規模は次表のとおり)

関係部署	所管するバス	研修会	交流会
財産管理課	チクリン号	4人	3人
高齢者支援課	ほたる1号,2号	2人	3人
教育委員会総務課	なかよし号	2人	2人
薩摩支所	※車庫管理等	1人	0人
SC(職員、会員)		10人	13人
計		19人	21人

ン  
を  
が  
第  
が、  
営

町のマイクロバスの運転業務は、当セターが労働者派遣事業として運転手7人派遣しています。町民をはじめ多くの人乗車し人命を預かる仕事ですので「安全一」を心掛けて運行しています。

今回は4月に引続き2回目の研修です第一義の運転業務が安全安心で円滑に運でることを目的に実施しました。

### 《研修内容》

- ◆ H30年度1~3四半期を振り返って(思い当たること、注意してほしいこと)

運行計画、乗車マナー、運転手としての心構え、有事の際の対処、業務報告のあり方などについて、町、SC及び運転手の視点から様々な実情、意見、要望及び提案が出ました。会議の設定時間では整理できないほど多くの意見が出たため消化不良の面もあった中、特に運行計画については改善の余地があるため検討していただくことになりました。

- ◆ H31年度の方針について(運転業務従事者の年齢制限引上げと安全確保対策について)

健康であり本人の希望があれば72歳の年度末まで業務できることとなりましたが、業務量は70歳以下従事者の0.5程度とし、安全安心を確保します。

また、運転手全員に健康診断受診必須による健康管理の徹底をお願いしました。

町のマイクロバス運転業務に従事している会員は次の方々です。安全を見守ってください。

バスの名称	担当する会員(地域班)			
ほたる1号	紺屋 博	新地 勉	木下 正一	岩元 辰己
ほたる2号	(湯田,時吉班)	(宮之城屋地2班)	(中津川,永野班)	(宮之城屋地2班)
チクリン号	宇都 信一	峯下 了	有川 充	—
なかよし号	(虎居班)	(宮之城屋地2班)	(紫陽班)	



## 6 地域班長・副班長会のお知らせ！

2月15日(金)、午後3時~センター会議室で開催します。関係者には別途通知します。

今回はH31年度に向けて準備のための地域班会の開催要領等について協議しますので、班長、副班長は横の連絡を取りながら、お繰り合わせ出席をお願いします。

地域班会は例年3月に集中して開催していますので、日程調整等準備をお願いします。

## 7 派遣事業「教育訓練」2月22日！

2月22日(金)、午後3時～センター会議室で開催します。

“教育訓練”一見、時代遅れの名称に感じませんか？

これは労働者派遣法改正法(H27年9月30日施行)のキャリア支援制度に基づき実施しなければならない、派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な研修の一つです。

特に今回は、派遣労働者全員に対して入職時の教育訓練として必須になっているものです。対象者(13人)には別途通知しますので極力出席するようにしてください。なお、出席されない方は脱漏者として以後の教育訓練の対象者で残りますので、ご承知おきください。

さて、いい機会ですので労働者派遣法改正法について、SCや派遣会員が遵守しなければならない基本的な事項についてお知らせします。

派遣事業会員は  
よ～く見てくだ  
さい！



### ■ 労働者派遣事業の新たな許可基準（朱字部分が新たに追加されたもの）

- 専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われるものでないこと
- 派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足る能力を有するものとして次に掲げる基準に適合するものであること。
  - ・ 派遣労働者の『キャリア形成支援制度』を有すること。
  - ・ 教育訓練等の情報を管理した資料を労働契約終了後3年間は保存していること。
  - ・ 無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇できる旨の規定がないこと。また、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約の終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇できる旨の規定がないこと。
  - ・ 労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した派遣労働者について、次の派遣先を見つけれない等、使用者の責に期すべく事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払う旨の規定があること。
  - ・ 派遣労働者に対して、労働安全衛生法第59条に基づき実施が義務付けられている安全衛生教育の実施体制を整備していること。
  - ・ 雇用安定措置の義務を免れることを目的とした行為を行っており、都道府県労働局から指導され、それを是正していない者ではないこと。
- 個人情報等を適正に管理し、派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
- 事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
  - ・ 基準資産額等は省略

### ■ 『キャリア形成支援制度』（新しい制度）

- 1 派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な教育訓練の実施計画を定めていること。  
＜教育訓練計画の内容＞
  - ① 教育訓練は雇用する全ての派遣労働者を対象としたものであること。
  - ② 教育訓練は有給かつ無償で行われるものであること。
  - ③ 教育訓練は派遣労働者のキャリアアップに資する内容のものであること。
  - ④ 派遣労働者として雇用するに当たり実施する教育訓練(入職時の教育訓練)が含まれたものであること。
  - ⑤ 無期雇用派遣労働者に対して実施する教育訓練は、長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容のものであること。
- 2 キャリア・コンサルティングの相談窓口を設置していること。(内容省略)
- 3 キャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供を行う手続きが規定されていること。
  - ・ 派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル等が整備されていること。
- 4 教育訓練の時期・頻度・時間数等
  - ① 派遣労働者全員に対して入職時の教育訓練は必須であること。キャリアの節目などの一定の期間ごとにキャリアパスに応じた研修等が用意されていること。
  - ② 実施時間数は、フルタイムで1年以上の雇用見込みの派遣労働者一人当たり、毎年概ね8時間以上の教育訓練の機会を提供すること。
  - ③ 派遣元事業主は上記の教育訓練計画の実施に当たって、教育訓練を適切に受講できるように就業時間等に配慮しなければならないこと。



※ 労働契約法の5年問題(有期・無期雇用の関係)や有給休暇等についてはあらためてお知らせします。